



栃木県公報

令和3(2021)年
3月31日(水)
号 外
第15号

目 次

規 則

○栃木県行政組織規程及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則の一部改正…………… 1

規 則

栃木県規則第三号

栃木県行政組織規程及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

栃木県行政組織規程及び栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則の一部を改正する規則 (栃木県行政組織規程の一部改正)

第一条 栃木県行政組織規程(昭和三十九年栃木県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																												
<p>(課、室、班及び担当)</p> <p>第九条 栃木県部設置条例に定める各部の下に、次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の下欄に掲げる班及び担当を置く。</p> <p>一 総合政策部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>デジタル戦略課</td> <td>Society5.0担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>二 経営管理部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行政改革ICT推進課</td> <td>行政改革担当、情報基盤担当、デジタル行政担当</td> </tr> </tbody> </table>	課・室名	班・担当名	略		デジタル戦略課	Society5.0担当	略		課・室名	班・担当名	略		行政改革ICT推進課	行政改革担当、情報基盤担当、デジタル行政担当	<p>(課、室、班及び担当)</p> <p>第九条 栃木県部設置条例に定める各部の下に、次の表の上欄に掲げる課及び室を置き、課及び室の下にそれぞれ同表の下欄に掲げる班及び担当を置く。</p> <p>一 総合政策部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>デジタル戦略室</td> <td>Society5.0担当、デジタルマーケティング担当</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>二 経営管理部</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>課・室名</th> <th>班・担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行政改革ICT推進課</td> <td>行政改革担当、情報基盤担当、電子県庁担当</td> </tr> </tbody> </table>	課・室名	班・担当名	略		デジタル戦略室	Society5.0担当、デジタルマーケティング担当	略		課・室名	班・担当名	略		行政改革ICT推進課	行政改革担当、情報基盤担当、電子県庁担当
課・室名	班・担当名																												
略																													
デジタル戦略課	Society5.0担当																												
略																													
課・室名	班・担当名																												
略																													
行政改革ICT推進課	行政改革担当、情報基盤担当、デジタル行政担当																												
課・室名	班・担当名																												
略																													
デジタル戦略室	Society5.0担当、デジタルマーケティング担当																												
略																													
課・室名	班・担当名																												
略																													
行政改革ICT推進課	行政改革担当、情報基盤担当、電子県庁担当																												

略

三 略

四 環境森林部

課・室名	班・担当名
略	
気候変動対策課	気候変動適応担当、カーボンニュートラル推進担当
略	
資源循環推進課	略
略	

五 保健福祉部

課・室名	班・担当名
略	
健康増進課	略
感染症対策課	感染症対策担当、新型コロナウイルス対策推進担当
略	

六 産業労働観光部

課・室名	班・担当名
略	
国際課	国際戦略推進担当、地域国際化担当、旅券担当
略	

七 略

八 県土整備部

課・室名	班・担当名
略	

略

三 略

四 環境森林部

課・室名	班・担当名
略	
地球温暖化対策課	計画推進担当、環境学習・保全活動担当
略	
廃棄物対策課	略
略	

五 保健福祉部

課・室名	班・担当名
略	
健康増進課	略
略	

六 産業労働観光部

課・室名	班・担当名
略	
国際課	国際戦略推進担当、経済・交流担当、旅券担当
略	

七 略

八 県土整備部

課・室名	班・担当名
略	

建築課	事業管理担当、企画営繕担当、大型工事担当、建築第一担当、建築第二担当、建築第三担当、耐震推進担当、建築指導班
略	
用地課	略

建築課	事業管理担当、企画営繕担当、建築第一担当、建築第二担当、電気設備担当、機械設備担当、耐震推進担当、建築指導班
略	
用地課	略
総合スポーツセンター整備室	事業管理担当、整備推進担当

2 前項に規定する課のうち、次の表の上欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる室を置く。

2 前項に規定する課のうち、次の表の上欄に掲げる課にそれぞれ同表の下欄に掲げる室を置く。

課名	室名
総合政策課	秘書室
デジタル戦略課	ブランディング推進室
略	
資源循環推進課	略
略	

課名	室名
総合政策課	とちぎブランド戦略室、秘書室
略	
廃棄物対策課	略
健康増進課	感染症対策室
略	

(分掌事務)

第十一条 第九条第一項の課及び室並びに前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部

総合政策課

一〜十二 略

十三・十四 略

デジタル戦略課

一〜三 略

四 地域資源のブランド化の推進に係る企画及び

総合調整に関すること。

市町村課・地域振興課 略

経営管理部 略

県民生活部

県民文化課〜消防防災課 略

くらし安全安心課

(分掌事務)

第十一条 第九条第一項の課及び室並びに前条の課の分掌事務は、次のとおりとする。

総合政策部

総合政策課

一〜十二 略

十三 とちぎブランドの推進に係る企画及び総合調整に関すること。

十四・十五 略

デジタル戦略室

一〜三 略

市町村課・地域振興課 略

経営管理部 略

県民生活部

県民文化課〜消防防災課 略

くらし安全安心課

一〇四 略

五 栃木県犯罪被害者等支援条例の施行に関する
こと。

六〇二四 略

統計課、人権・青少年男女参画課 略

環境森林部

環境森林政策課 略

気候変動対策課

一 気候変動対策の総合的な推進に関するこ
と。

二〇一 略

環境保全課

一〇七 略

八 ダイオキシン類対策特別措置法の施行に関す
ること(資源循環推進課の所掌する事務を除
く。)

九〇二 略

自然環境課

一〇八 略

九 自然環境の保全及び緑化に関する条例の施行
に関すること(気候変動対策課の所掌するも
のを除く。)

十〇二 略

資源循環推進課 略

林業木材産業課・森林整備課 略

保健福祉部

保健福祉課、高齢対策課 略

健康増進課

一〇十 略

十一 略

十二〇四 略

十五・十六 略

感染症対策課

一 感染症対策の総合企画及び総合調整に関する
こと。

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療
に関する法律の施行に関すること。

三 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行
に関すること(危機管理課の所掌する危機管理
に係るものを除く。)

四 検疫法の施行に関すること。

一〇四 略

五 犯罪被害者等の支援 に関する
こと。

六〇二四 略

統計課、人権・青少年男女参画課 略

環境森林部

環境森林政策課 略

地球温暖化対策課

一 地球温暖化対策の総合的な推進に関するこ
と。

二〇一 略

環境保全課

一〇七 略

八 ダイオキシン類対策特別措置法の施行に関す
ること(廃棄物対策課の所掌する事務を除
く。)

九〇二 略

自然環境課

一〇八 略

九 自然環境の保全及び緑化に関する条例の施行
に関すること(地球温暖化対策課の所掌するも
のを除く。)

十〇二 略

廃棄物対策課 略

林業木材産業課・森林整備課 略

保健福祉部

保健福祉課、高齢対策課 略

健康増進課

一〇十 略

十一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医
療に関する法律の施行に関すること。

十二 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施
行に関すること(危機管理課の所掌する危機管
理に係るものを除く。)

十三 検疫法の施行に関すること。

十四 予防接種法の施行に関すること。

十五 略

十六 ハンセン病対策に関すること。

十七〇九 略

二十 肝炎対策基本法の施行に関すること。

二十一・二十二 略

- 五 予防接種法の施行に関すること。
- 六 ハンセン病対策に関すること。
- 七 肝炎対策基本法の施行に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、感染症対策に関すること。

障害福祉課 指導監査課 略
 産業労働観光部
 産業政策課 観光交流課 略
 労働政策課

一 五 略

- 六 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行に関すること。

七 二十五 略

農政部 略
 県土整備部
 監理課 用地課 略

会計局 略

2・3 略

(県税事務所)

第十九条 栃木県行政機関設置条例第二条第一項の規定により設置された県税事務所のうち、栃木県宇都宮県税事務所に、管理部、課税部、収税部及び特別整理担当を置き、管理部に管理課及び法人調査課を、課税部に不動産取得税課、法人課税課及び個人課税課を、収税部に収税第一課、収税第二課、収税第三課及び収納管理課を置く。

2 栃木県宇都宮県税事務所の各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部・課税部 略
 収税部

収税第一課、収税第二課及び収税第三課

一 九 略

収納管理課 略
 特別整理担当 略

3 略

4 鹿沼県税事務所等の各課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課・課税課 略
 収税課

一 第二項の表収税部の部収税第一課、収税第二課及び収税第三課の項に掲げる事務

二・三 略

軽油引取税調査担当 略

障害福祉課 指導監査課 略
 産業労働観光部
 産業政策課 観光交流課 略
 労働政策課

一 五 略

- 六 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行に関すること。

七 二十五 略

農政部 略
 県土整備部
 監理課 用地課 略

総合スポーツゾーン整備室

一 総合スポーツゾーンの整備に関すること。

会計局 略

2・3 略

(県税事務所)

第十九条 栃木県行政機関設置条例第二条第一項の規定により設置された県税事務所のうち、栃木県宇都宮県税事務所に、管理部、課税部、収税部及び特別整理担当を置き、管理部に管理課及び法人調査課を、課税部に不動産取得税課、法人課税課及び個人課税課を、収税部に収税第一課、収税第二課、収税第三課、収税第四課及び収納管理課を置く。

2 栃木県宇都宮県税事務所の各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部・課税部 略
 収税部

収税第一課、収税第二課、収税第三課及び収税第四課

一 九 略

収納管理課 略
 特別整理担当 略

3 略

4 鹿沼県税事務所等の各課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課・課税課 略
 収税課

一 第二項の表収税部の部収税第一課、収税第二課、収税第三課及び収税第四課の項に掲げる事務

二・三 略

軽油引取税調査担当 略

(環境森林事務所)

第十九条の三 略

2 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

環境部

環境企画課

一 気候変動対策の推進に関する事

二 十六 略

環境対策課 略

森林部 略

(環境管理事務所)

第十九条の四 栃木県行政機関設置条例第四条の規

定により設置された環境管理事務所に環境対策課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

環境対策課

一 気候変動対策の推進に関する事

二 二十二 略

(児童相談所)

第二十一条 略

2 略

3 栃木県県南児童相談所に、管理課、相談調査課、虐待対応課及び判定指導課を置き、各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課

一 公印の保管に関する事

二 職員の服務に関する事

三 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事

四 予算の経理に関する事

五 物品の出納保管に関する事

六 現金、有価証券等の出納保管に関する事

七 施設及び設備の維持管理に関する事

八 児童福祉施設等に措置した児童に係る費用の徴収に関する事

九 児童福祉法第二十四条の三に規定する支給の要否の決定等に関する事

十 児童ケースレコード等の整理保存に関する事

十一 資料及び統計に関する事

十二 前各号に掲げるもののほか、他課の主管に属しない事務に関する事

相談調査課

一 児童福祉法第十一条第一項に規定する市町村に対する援助等に関する事(虐待対応課の所掌するものを除く。)

二 児童に関する各般の問題につき、相談に応ずること(虐待対応課の所掌するものを除く。)

三 児童及び家庭についての必要な調査及び指導

(環境森林事務所)

第十九条の三 略

2 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

環境部

環境企画課

一 地球温暖化防止対策の推進に関する事

二 十六 略

環境対策課 略

森林部 略

(環境管理事務所)

第十九条の四 栃木県行政機関設置条例第四条の規

定により設置された環境管理事務所に環境対策課を置き、その分掌事務は、次のとおりとする。

環境対策課

一 地球温暖化防止対策の推進に関する事

二 二十二 略

(児童相談所)

第二十一条 略

2 略

に
関
す
る
こ
と
（
虐
待
対
応
課
の
所
掌
す
る
も
の
を
除
く
）
。

四 巡回相談に関するこ
と。

五 児童福祉法第二十六
条の措置に関するこ
と
（
虐
待
対
応
課
の
所
掌
す
る
も
の
を
除
く
）
。

六 児童福祉法第二十七
条第一項及び第二項
並
び
に
第
二
十
七
条
の
二
の
措
置
に
関
す
る
こ
と
（
虐
待
対
応
課
の
所
掌
す
る
も
の
を
除
く
）
。

七 児童福祉法第三十三
条の六の規定による委
託
等
に
関
す
る
こ
と
（
虐
待
対
応
課
の
所
掌
す
る
も
の
を
除
く
）
。

八 民間あつせん機関に
よ
る
養
子
縁
組
の
あ
つ
せ
ん
に
係
る
児
童
の
保
護
等
に
関
す
る
法
律
第
七
条
第
二
項
（
第
十
二
条
第
五
項
に
お
い
て
準
用
す
る
場
合
を
含
む
）
の
規
定
に
よ
る
調
査
等
に
関
す
る
こ
と
。

九 関係機関との連絡調
整
に
関
す
る
こ
と
（
虐
待
対
応
課
の
所
掌
す
る
も
の
を
除
く
）
。

十 里親を希望する者の
申
出
の
受
理
、
調
査
及
び
進
達
に
関
す
る
こ
と
。

十一 里親の支援に関す
る
こ
と
。

虐待対応課

一 児童福祉法第十一
条第一項に規定する市
町
村
に
対
す
る
援
助
等
に
関
す
る
こ
と
（
児
童
虐
待
に
係
る
も
の
に
限
る
）
。

二 児童に関する各般の
問
題
に
つ
き
、
相
談
に
応
ず
る
こ
と
（
児
童
虐
待
に
係
る
も
の
に
限
る
）
。

三 児童及び家庭につい
て
の
必
要
な
調
査
及
び
指
導
に
関
す
る
こ
と
（
児
童
虐
待
に
係
る
も
の
に
限
る
）
。

四 児童福祉法第二十六
条の措置に関するこ
と
（
児
童
虐
待
に
係
る
も
の
に
限
る
）
。

五 児童福祉法第二十七
条第一項及び第二項
並
び
に
第
二
十
七
条
の
二
の
措
置
に
関
す
る
こ
と
（
児
童
虐
待
に
係
る
も
の
に
限
る
）
。

六 児童福祉法第三十三
条の六の規定による委
託
等
に
関
す
る
こ
と
（
児
童
虐
待
に
係
る
も
の
に
限
る
）
。

七 児童虐待の防止等に
関
す
る
法
律
に
規
定
す
る
通
告
又
は
送
致
を
受
け
た
場
合
の
措
置
に
関
す
る
こ
と
。

八 児童虐待の防止等に
関
す
る
法
律
第
十
一
条
第
三
項
の
規
定
に
よ
る
勸
告
に
関
す
る
こ
と
。

九 児童虐待の防止等に
関
す
る
法
律
第
十
二
条
の
規
定
に
よ
る
面
会
又
は
通
信
の
制
限
に
関
す
る
こ
と
。

十 関係機関との連絡調
整
に
関
す
る
こ
と
（
児
童
虐
待
に
係
る
も
の
に
限
る
）
。

判定指導課

一 児童の医学的、心理
学
的
、
教
育
学
的
、
社
会
学
的
及
び
精
神
保
健
上
の
判
定
及
び
指
導
に
関
す
る
こ
と
。

所に、管理課、判定指導課及び虐待対応課を置き、各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課 虐待対応課 略

5| 略

(家畜保健衛生所)

第二十八条 栃木県行政機関設置条例第十七条により設置された家畜保健衛生所に、家畜保健部及び家畜衛生研究部（栃木県県南家畜保健衛生所及び栃木県県北家畜保健衛生所にあつては、防疫第一課及び防疫第二課）を置き、家畜保健部に防疫第一課及び防疫第二課を置く。

2 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

家畜保健部

防疫第一課

一 六 略

七 九 略

十 家畜の生産衛生に関する事。

十一 畜舎の環境衛生に関する事。

十二 特定家畜伝染病の防疫に関する事。

十三 病性鑑定に関する事。

十四 細菌学的検査に関する事。

十五 免疫学及び血清学的検査に関する事。

十六 病理学及び血液学的検査に関する事。

十七 原虫及び寄生虫学的検査に関する事。

十八 生化学的検査に関する事。

十九 略

防疫第二課

一 家畜衛生業務の企画調整に関する事。

二 三 略

四 略

五 略

六 動物薬事に関する事。

七 獣医師及び獣医療に関する事。

八 家畜人工授精師、削蹄師及び装蹄師に関する

所に管理課、判定指導課及び虐待対応課を置き、各課の分掌事務は、次のとおりとする。

管理課 虐待対応課 略

4| 略

(家畜保健衛生所)

第二十八条 栃木県行政機関設置条例第十七条により設置された家畜保健衛生所に、家畜保健部及び家畜衛生研究部（栃木県県南家畜保健衛生所及び栃木県県北家畜保健衛生所にあつては、企画指導課及び防疫課）を置き、家畜保健部に企画指導課及び防疫課を置く。

2 各部課の分掌事務は、次のとおりとする。

家畜保健部

企画指導課

一 六 略

七 家畜衛生業務の企画調整に関する事。

八 動物薬事に関する事。

九 獣医師及び獣医療に関する事。

十 家畜人工授精師、削蹄師及び装蹄師に関する事。

十一 獣医畜産技術の普及及び研修に関する事。

十二 十四 略

十五 略

防疫課

一 二 略

三 家畜の生産衛生に関する事。

四 畜舎の環境衛生に関する事。

五 略

六 病性鑑定に関する事。

七 細菌学的検査に関する事。

八 免疫学及び血清学的検査に関する事。

九 病理学及び血液学的検査に関する事。

十 原虫及び寄生虫学的検査に関する事。

十一 生化学的検査に関する事。

十二 略

こと。

九 獣医畜産技術の普及及び研修に関すること。

家畜衛生研究部 略

(土木事務所)

第三十三条 栃木県行政機関設置条例第十八条の規定により設置された土木事務所に、管理部、企画調査部、用地部、整備部、保全部(栃木県安足土木事務所にあつては、保全第一部及び保全第二部)、ダム管理部(栃木県矢板土木事務所に限る。)及び建築指導担当(栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所に限る。)を置き、管理部に総務課

を、企画調査部に企画調査課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の用地部に用地第一課及び用地第二課を、栃木県日光土木事務所の用地部に用地課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県鹿沼土木事務所及び栃木県栃木土木事務所の整備部に整備第一課、整備第二課及び整備第三課を、栃木県日光土木事務所、栃木県真岡土木事務所

、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の整備部に整備第一課及び整備第二課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県日光土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所の保全部に保全第一課、保全第二課

及び保全管理課を置く。

2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

管理部
総務課 略

家畜衛生研究部 略

(土木事務所)

第三十三条 栃木県行政機関設置条例第十八条の規定により設置された土木事務所に、管理部、企画調査部、用地部、整備部、保全部(栃木県安足土木事務所にあつては、保全第一部及び保全第二部)、ダム管理部(栃木県矢板土木事務所に限る。)及び建築指導担当(栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所に限る。)を置き、管理部に総務課及び管理課(栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所に限る。)

を、企画調査部に企画調査課を、栃木県宇都宮土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の用地部に用地第一課及び用地第二課を、栃木県日光土木事務所の用地部に用地課を、栃木県宇都宮土木事務所及び栃木県鹿沼土木事務所の整備部に整備第一課、整備第二課及び整備第三課を、栃木県日光土木事務所、栃木県真岡土木事務所、栃木県栃木土木事務所、栃木県大田原土木事務所及び栃木県安足土木事務所の整備部に整備第一課及び整備第二課を、栃木県宇都宮土木事務所

、栃木県栃木土木事務所及び栃木県大田原土木事務所の保全部に保全第一課及び保全第二課を、栃木県日光土木事務所の保全部に保全第一課、保全第二課及び保全管理課を置く。

2 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

ただし、管理課が置かれていない土木事務所にあつては、管理課の事務(第三号に掲げる事務を除く。)を保全部(栃木県日光土木事務所にあつては、保全管理課)において分掌するものとする。

管理部
総務課 略
管理課

一 県土整備部所管公有財産(廃道敷及び廃川敷を除く。)及び国土交通省所管国有財産の管理(技術に関することを除く。)に関すること(栃木県矢板土木事務所にあつては、総務課の所掌するものを除く。)

二 道路、河川、砂防等の許認可及び管理(技術に関することを除く。)に関すること。

三 都市計画法に基づく許認可に関すること。

四 屋外広告物に関すること。

五 宅地造成等規制法の施行に関すること。

企画調査部（整備部）略

保全部

一 県土整備部所管公有財産及び国土交通省所管
国有財産の管理
に
関
す
る
こ
と
（ダム管理部の所掌するものを除く。）。

二 略

三 道路、河川、砂防等の許認可及び
管理
に
関
す
る
こ
と。

四（八）略

九 都市計画法に基づく許認可（開発行為等の規
制に
関
す
る
こ
と
を
除
く。）に
関
す
る
こ
と。

十 屋外広告物に
関
す
る
こ
と。

十一 宅地造成等規制法の施行に
関
す
る
こ
と。

十二 火薬類取締りに
関
す
る
こ
と。

十三 道路、河川等の台帳の調製及び附図の保管
に
関
す
る
こ
と。

十四 道路の区域の決定及び変更、供用の開始並
び
に
廃
止
に
関
す
る
こ
と。

十五 栃木県景観条例の施行に
関
す
る
こ
と（技術
に
関
す
る
も
の
を
除
く。）。

ダム管理部・建築指導担当 略

3 前項の表保全部の部第九号及び第十五号
並
び
に
建
築
指
導
担
当
の
部
に
掲
げ
る
事
務
（第五号
に
掲
げ
る
事
務
を
除
く。）のうち、那須烏山市、塩
谷郡高根沢町及び那須郡那珂川町の区域に係るも
の
に
つ
い
て
は
栃
木
県
宇
都
宮
土
木
事
務
所
に
お
い
て、
矢
板
市、さくら市及び塩谷郡塩谷町の区域に係る
も
の
に
つ
い
て
は
栃
木
県
大
田
原
土
木
事
務
所
に
お
い
て
行
う
も
の
と
す
る。

（栃木県立県央産業技術専門学校）

第六十八条 略

2 略

3 栃木県立県央産業技術専門学校に総務部、訓練第
一
部
及
び
訓
練
第
二
部を置き、総務部に総務課及び
職
業
能
力
開
発
担
当
を
置
く。

4 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

総務課

一（十二）略

六 火薬類取締りに
関
す
る
こ
と。

七 道路、河川等の台帳の調製及び附図の保管に
関
す
る
こ
と。

八 道路の区域の決定及び変更、供用の開始並
び
に
廃
止
に
関
す
る
こ
と。

九 廃道敷及び廃川敷に
関
す
る
こ
と。

十 栃木県景観条例の施行に
関
す
る
こ
と（技術に
関
す
る
も
の
を
除
く。）。

企画調査部（整備部）略

保全部

一 県土整備部所管公有財産及び国土交通省所管
国有財産の管理（技術に
関
す
る
こ
と
に
限
る。）
に
関
す
る
こ
と
（ダム管理部の所掌するものを除く。）。

二 略

三 道路、河川、砂防及び都市計画の許認可及び
管理（技術に
関
す
る
こ
と
に
限
る。）に
関
す
る
こ
と。

四（八）略

ダム管理部・建築指導担当 略

3 前項の表管理部の部管理課の項第三号及び第十
号
並
び
に
建
築
指
導
担
当
の
部
に
掲
げ
る
事
務
（第五号
に
掲
げ
る
事
務
を
除
く。）のうち、那須烏山市、塩
谷郡高根沢町及び那須郡那珂川町の区域に係るも
の
に
つ
い
て
は
栃
木
県
宇
都
宮
土
木
事
務
所
に
お
い
て、
矢
板
市、さくら市及び塩谷郡塩谷町の区域に係る
も
の
に
つ
い
て
は
栃
木
県
大
田
原
土
木
事
務
所
に
お
い
て
行
う
も
の
と
す
る。

（栃木県立県央産業技術専門学校）

第六十八条 略

2 略

3 栃木県立県央産業技術専門学校に総務部、本科部
及
び
高
等
部を置き、総務部に総務課及び
職
業
能
力
開
発
担
当
を
置
く。

4 各部課担当の分掌事務は、次のとおりとする。

総務部

総務課

一（十二）略

十三 栃木県立県立産業技術専門校の運営方針に関すること。

十四 広報に関すること。

十五 訓練生の募集に関すること。

十六 略

職業能力開発担当 略

訓練第一部

一 普通課程（技能習得コースの機械技術科、制御システム科、自動車整備科、建築設備科及びITエンジニア科に限る。）の普通職業訓練の実施に関すること。

二 略

三・四 略

訓練第二部

一 普通課程（技能習得コースの金属加工科、電気工事科及び木造建築科に限る。）の普通職業訓練の実施に関すること。

二 略

三・四 略

5・6 略

（所長等の代理）

第九十二条

副所長、副院長、副校長、副館長、次長、総括所長補佐又は教頭（次項において「副所長等」という。）は、所長、場長、園長、院長、校長又は館長（次項において「所長等」という。）に事故があるときは、その職務を代理する。

2 前項の規定により所長等の職務を代理する場合において、副所長等が二人以上あるときは、あらかじめ所長等が定めた順序により、その職務を代理する。

（附属機関）

第九十三条

地方自治法第百三十八条の四第三項の規定による附属機関として設けられた審査会、審議会、調査会等は、次のとおりである。

主管部 課室		附属機関
略		略
保健福祉部	略	略
	健康増進課	略

十三 略

職業能力開発担当 略

本科部

一 普通課程（本科

に限る。）の普通職業訓練の実施に関すること。

二 略

三 訓練生の募集に関すること。

四・五 略

高等部

一 普通課程（高等コース

に限る。）の普通職業訓練の実施に関すること。

二 略

三 訓練生の募集に関すること。

四・五 略

5・6 略

（所長等の代理）

第九十二条

病院長、副所長、副院長、副校長、副館長、次長、総括所長補佐又は教頭（次項において「病院長等」という。）は、所長、場長、園長、院長、校長又は館長（次項において「所長等」という。）に事故があるときは、その職務を代理する。

2 前項の規定により所長等の職務を代理する場合において、病院長等が二人以上あるときは、あらかじめ所長等が定めた順序により、その職務を代理する。

（附属機関）

第九十三条

地方自治法第百三十八条の四第三項の規定による附属機関として設けられた審査会、審議会、調査会等は、次のとおりである。

主管部 課室		附属機関
略		略
保健福祉部	略	略
	健康増進課	栃木県感染症診査協議会

略	感染症対策課	栃木県感染症診査協議会
	略	略

略	略	略
---	---	---

(栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則の一部改正)

第二条 栃木県国体・障害者スポーツ大会局内課等設置規則(平成三十一年栃木県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																
<p>(設置)</p> <p>第一条 第七十七回国民体育大会(以下「国体」という。)及び第二十二回全国障害者スポーツ大会(以下「全国障害者スポーツ大会」という。)に関する事務を処理するため、栃木県行政組織規程(昭和三十九年栃木県規則第二十七号。以下「組織規程」という。)第七条第三項の規定に基づき、国体・障害者スポーツ大会局(以下「局」という。)の下に、次の表の上欄に掲げる課を置き、課の下にそれぞれ同表の下欄に掲げる担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務企画課</td> <td>企画調整担当、企画推進担当、広報担当、県民運動担当</td> </tr> <tr> <td>施設調整課</td> <td>施設担当、<u>宿泊・衛生担当</u>、<u>輸送・交通担当</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 2 総務企画課に行幸啓室を置く。 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第二条 前条第一項に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務企画課</p> <p>一・二 略</p> <p>三 <u>国体及び全国障害者スポーツ大会に係る皇室</u>に関すること(他課の所掌するものを除く。)</p> <p>四 略</p> <p>施設調整課(全国障害者スポーツ大会課) 略</p>	課名	担当名	総務企画課	企画調整担当、企画推進担当、広報担当、県民運動担当	施設調整課	施設担当、 <u>宿泊・衛生担当</u> 、 <u>輸送・交通担当</u>	略		<p>(設置)</p> <p>第一条 第七十七回国民体育大会(以下「国体」という。)及び第二十二回全国障害者スポーツ大会(以下「全国障害者スポーツ大会」という。)に関する事務を処理するため、栃木県行政組織規程(昭和三十九年栃木県規則第二十七号。以下「組織規程」という。)第七条第三項の規定に基づき、国体・障害者スポーツ大会局(以下「局」という。)の下に、次の表の上欄に掲げる課を置き、課の下にそれぞれ同表の下欄に掲げる担当を置く。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">担当名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務企画課</td> <td>企画調整担当、企画推進担当、<u>広報・県民運動担当</u></td> </tr> <tr> <td>施設調整課</td> <td>施設担当、<u>宿泊・輸送担当</u></td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第二条 前条第一項に規定する課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>総務企画課</p> <p>一・二 略</p> <p>三 略</p> <p>施設調整課(全国障害者スポーツ大会課) 略</p>	課名	担当名	総務企画課	企画調整担当、企画推進担当、 <u>広報・県民運動担当</u>	施設調整課	施設担当、 <u>宿泊・輸送担当</u>	略	
課名	担当名																
総務企画課	企画調整担当、企画推進担当、広報担当、県民運動担当																
施設調整課	施設担当、 <u>宿泊・衛生担当</u> 、 <u>輸送・交通担当</u>																
略																	
課名	担当名																
総務企画課	企画調整担当、企画推進担当、 <u>広報・県民運動担当</u>																
施設調整課	施設担当、 <u>宿泊・輸送担当</u>																
略																	

2・3 略

(局長等)

第四条 局に局長及び次長、課に課長、課内室(課の下に置く室をいう。以下同じ。)に室長(以下「課内室長」という。)を置く。

2 5 略

6 課内室長は、その分担事務について課長を補佐し、上司の命を受け、その課内室に属する職員の担任する事務を監督するとともに、その分担事務を処理する。

7 9 略

10 総括課長補佐(課長補佐のうち、課長を総括的に補佐することを命じられたものをいう。以下同じ。)は、第七項に規定する職務を行うほか、課の分掌事務について課長を補佐し、職員の担任する事務を監督する。

11 主幹、課長補佐、副主幹及び係長のうち、課に置かれた担当のリーダーを命じられたものは、第七項に規定する職務を行うほか、その分担事務について課長を補佐し、当該担当に属する職員の担任する事務を監督する。

12 組織規程第十五条の二の規定は、総括課長補佐及び課内室長について準用する。

2・3 略

(局長等)

第四条 局に局長及び次長、課に課長 _____ を置く。

2 5 略

6 8 略

9 総括課長補佐(課長補佐のうち、課長を総括的に補佐することを命じられたものをいう。 _____)は、第五項に規定する職務を行うほか、課の分掌事務について課長を補佐し、職員の担任する事務を監督する。

10 主幹、課長補佐、副主幹及び係長のうち、課に置かれた担当のリーダーを命じられたものは、第五項に規定する職務を行うほか、その分担事務について課長を補佐し、当該担当に属する職員の担任する事務を監督する。

11 組織規程第十五条の二の規定は、第八項の総括課長補佐 _____ について準用する。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(人事課)